

墨田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第4号

墨田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

墨田区心身障害者福祉手当条例（昭和48年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「、第2号及び第4号」を「から第3号まで及び第5号」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 精神障害者

第9条第1号及び第10条第2号中「及び」を「又は」に改める。

別表中

知的障害者	1 知的発達の遅滞の程度が中度以上である者	15,500円
	2 知的発達の遅滞の程度が軽度である者	7,750円

を

」

知的障害者	1 知的発達の遅滞の程度が中度以上である者	15,500円
	2 知的発達の遅滞の程度が軽度である者	7,750円
精神障害者	障害等級1級の障害を有する者	7,750円

に改め、備

考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 障害等級とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級をいう。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第9条第1号及び第10条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）第2条第3号及び別表（精神障害者に係る部分に限る。）の規定は、令和3年10月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用する。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において新条例第2条第3号の精神障害者（以下「精神障害者」という。）であって、次に掲げるものに係る新条例第3条第2項第4号の規定の適用については、同号中「65歳に達する日の前日」とあるのは、「令和3年12月28日」とする。
 - (1) 施行日において年齢が65歳以上の者であって、精神障害者となった年齢が65歳未満のもの
 - (2) 施行日の翌日から令和3年12月28日までに65歳に達する者
- 4 施行日の前日に精神障害者であって、令和3年12月28日までに新条例第4条に規定する受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）をしたものについては施行日に、施行日から同月28日までの間に精神障害者となった者であって、同日までに申請をしたもの（精神障害者となった日に申請をした者を除く。）については精神障害者となった日に、申請があったものとみなす。